

個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて

平成 28 年 1 月より、介護保険に関する申請の際に、原則として個人番号（マイナンバー）の記載と、窓口での番号確認、本人確認、代理人の確認などが必要になっています。これについて以下の通り取り扱いますので、ご協力をお願いいたします。

本人が認知症などで意思表示能力が著しく低下している場合、個人番号欄は空欄のまま申請して下さい。

※成年後見人など法定代理人がいる場合、取り扱いは異なります。

本人に意思表示能力がある場合（申請を行うことが理解できる）の取り扱い

■本人が窓口に来て申請する場合■

申請の際にア～ウを持参してください

- ア. 個人番号カード・個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のいずれか
- イ. 身分証明書（官公署が発行した写真付のものなら 1 種類。写真なしは 2 種類）
- ウ. 介護保険被保険者証（探しても見つからない場合は持参しなくても可）

■代理人が窓口に来て申請する場合■

申請の際にア～ウを持参してください

- ア. 申請者本人の個人番号カード・個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のいずれか（コピー可。預かることが難しい場合は持参しなくてもよいですが、持参できなかった理由を窓口にてお尋ねします）
- イ. 代理人の身分証明書（官公署が発行した写真付のものなら 1 種類。写真なしは 2 種類）
- ウ. 申請者本人の介護保険被保険者証（原本）または委任状
 - ※委任状の場合、委任先は窓口に来る個人にしてください（事業所を委任先にしない）。
 - ※法定代理人（成年後見人など）の場合、委任状の代わりに、法定代理人であることが確認できる書面を持参してください。
 - ※介護保険証原本、委任状のいずれも得られない場合は、申請者本人に対し官公署が一部のみ発行し、本人の氏名・住所・生年月日の確認ができるもの（健康保険証、介護負担割合証、負担限度額認定証など）を預かってきてください。

■郵送で申請する場合■

- ・差出人は申請者本人とし、特定記録郵便で郵送してください。
- ・申請書に個人番号を記載した時に確認したもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票など）のコピーを同封してください。
- ・申請者本人の身分証明書（官公署が発行した写真付のものなら 1 種類。写真なしは 2 種類）のコピーを同封してください。